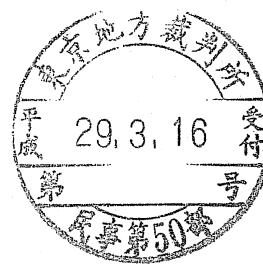


平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件
 原告 井戸川 克隆
 被告 国外1名



証拠説明書 7
 (甲ハ1～6号証)

東京地方裁判所 民事第10部合A係 御中

平成29年3月22日

原告訴訟代理人弁護士 古川 元
 同 古川 史高
 同 伊豆 隆義
 外務

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲ハ1	妥協しません 原子力の安全 NISA 写し	平成17年7月	原子力安全・保安院	被告国及び被告東電は、従来から、国民や地元住民に対し、一般公衆に対する被ばくの許容値である線量限度が年間1ミリシーベルトであることを公式に表明して自認し、その厳守を確約してその理解を得ていたこと。 本文書には、「放射線と原子力施設の安全」と題して「原子力施設の安全を確保する上で、何よりも放射線による影響をいかに防ぐかが大切です。」「原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響をできるだけ少なくする対策（放射線防	

					<p>護)が求められています。我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、事業者に対し放射線防護の措置を行う義務を負わせており、一般公衆はもとより、放射線業務従事者に関する放射線の量の限度も定めています。放射線防護に関する国際的な機関として、国際放射線防護委員会(ICRP)があります。この委員会は、人類が受ける放射線の量などの限度について各国に勧告を行っていますが、我が国で定められている基準は、この勧告内容に沿って、我が国の放射線関係の専門家によって構成された放射線防護審議会の審議を経て決められたものです。」「原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めています。これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。」と記載されている。</p>
甲ハ2	考えよう、原子力	写し	平成17年3月	経済産業省	<p>被告国及び被告東電は、従来から、国民や地元住民に対し、一般公衆に対する被ばくの許容値である線量限度が年間1ミリ</p>

					シーベルトであることを公式に表明して自認し、その厳守を確約してその理解を得ていたこと。本文書では、一般公衆の線量限度は1ミリシーベルトであるとされている。
甲ハ3	原子力防災の手引き	写し	平成16年3月	文部科学省	被告国及び被告東電は、従来から、国民や地元住民に対し、一般公衆に対する被ばくの許容値である線量限度が年間1ミリシーベルトであることを公式に表明して自認し、その厳守を確約してその理解を得ていたこと。本文書では、一般公衆の線量限度は1ミリシーベルトであるとされている。
甲ハ4	新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響について	写し	平成19年8月28日	被告東京電力	被告国及び被告東電は、従来から、国民や地元住民に対し、一般公衆に対する被ばくの許容値である線量限度が年間1ミリシーベルトであることを公式に表明して自認し、その厳守を確約してその理解を得ていたこと。本文書では、一般公衆の線量限度は1ミリシーベルトであるとされている。
甲ハ5	原子力損害賠償紛争審査会(第9回)議事録	写し	平成23年7月1日	文部科学省	原子力損害賠償紛争審査会第9回では、被ばくリスクについての問題提起が行われたが、同審査会第10回では、事務局からの福島県での健康調査の結果が出てから審議すべきではないかとの提案が出て議論からは立ち消えとなったこと等。

甲ハ6	原子力損害 賠償紛争審 査会（第1 0回）議事 録	写し	平成23年 7月14日	文部科学省	同上。	
-----	---------------------------------------	----	----------------	-------	-----	--

以上